解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

愛知県豊橋市西小鷹野四丁目二番地七

医療法人たかおか耳鼻咽喉科医院

清算人　丸地　孝昌

解散公告（第三回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

大阪府吹田市豊津町九番一号

ＴＩＳ企業年金基金

清算人　伊藤　恒嘉

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

大阪府貝塚市二色南町四番七号

大鋼連厚生年金基金

代表清算人　川添　龍彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

奈良県葛城市長尾八五番地　葛城市教育委員会内

財団法人當麻教育奨学事業団

代表清算人　中川　源司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

和歌山県日高郡由良町大字大引字白崎九六〇番地の一

財団法人由良町観光公社

代表清算人　畑中　雅央

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

山口県下関市後田町四丁目一一番一号

財団法人市立下関商業学校教育後援会

代表清算人　山本　貴司

配当公告

石川県金沢市鞍月五丁目一五〇番地

破産者　株式会社越屋

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十三年（フ）第五二二号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、一六六、〇一八、七六六円

（うち優先債権額　金一、一〇〇円）

一、配当することのできる金額

金三四九、八〇六、四一五円

（うち優先債権額　金一、一〇〇円）

平成二十五年四月二十五日

石川県金沢市大手町六番二六号

破産管財人　労網　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市宮中一丁目一〇番地二四、最後の住所茨城県鹿嶋市宮中一丁目一〇番一〇号

被相続人　亡　笹本値世子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市藪塚町一四九九番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小野澤敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

群馬県太田市飯田町一八九番地青田ビル三階　弁護士法人せせらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　昌幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区東麻布二丁目二五番地、最後の住所東京都調布市深大寺東町二丁目二番地一一コーポ深大寺一〇一

被相続人　亡　鈴木　壽生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目一番地一二、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一九二一番地の一九

被相続人　亡　岩立　伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十五日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三号藍田ビル五階

相続財産管理人　弁護士　瀬戸　崇文

第17期決算公告

平成25年4月25日

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

株式会社ＵＬ ＡＳＧ Ｊａｐａｎ

代表取締役　原島　圭介

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	88,844
	固定資産	29,736
	合計	118,580
負債及び純資産の部	流動負債	42,937
	固定負債	62,256
	株主資本	13,387
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 6,612
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△ 6,813
	（うち当期純損失）	(6,981)
	合計	118,580

第46期決算公告

平成25年4月25日

岩手県盛岡市盛岡駅前通３番50号

北都興産株式会社

取締役社長　伊藤　栄亮

貸借対照表の要旨

（平成25年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,009
	固定資産	5,721
	合計	112,731
負債及び純資産の部	流動負債	324
	固定負債	1,958
	株主資本	110,447
	資本金	60,000
	利益剰余金	50,447
	利益準備金	4,744
	その他利益剰余金	45,703
	（うち当期純利益）	(6,744)
	合計	112,731

第12期決算公告

平成25年4月25日

岩手県北上市北工業団地６番６号

アムコー岩手株式会社

代表取締役社長　駒込　浩

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,583,359
	固定資産	1,607,506
	資産合計	5,190,866
負債及び純資産の部	流動負債	1,986,865
	固定負債	1,260,701
	退職給付引当金	1,260,701
	株主資本	1,943,299
	資本金	450,050
	利益剰余金	1,493,249
	その他利益剰余金	1,493,249
	（うち当期純損失）	(1,913,117)
	負債・純資産合計	5,190,866